

2022年6月8日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目16番12号

## 豊トラスティ証券株式会社

代表取締役会長 多々良 實夫

## 第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、2022年6月28日（火曜日）営業時間の終了時（午後5時30分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
  2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号  
鉄鋼会館7階701号
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第66期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第66期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集通知添付書類及び株主総会参考書類について、記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.yutaka-trusty.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

＜ 新型コロナウイルス感染症への対応につきまして ＞

新型コロナウイルス感染症への予防及び拡大抑止のため、株主総会会場において運営スタッフのマスク着用での対応や、受付など会場内にアルコール消毒液を設置いたします。

また、株主の皆様には、可能な限り議決権行使書面の郵送にて、議決権の事前行使をお願い申し上げます。なお、当日ご出席を検討されている株主の皆様におかれましては、株主総会開催日時点での状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮頂き、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

## 事 業 報 告

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染拡大による影響が長期化する中において、3月の日銀短観にて発表された業況判断指数(DI)は、大企業製造業においては新型コロナウイルスのオミクロン株の感染拡大により、生産調整を余儀なくされた自動車産業などで景況感が悪化しております。また、大企業非製造業においても情報サービスなどは堅調に推移したものの、まん延防止等重点措置の適用を受けた自粛ムードの再燃を背景に、宿泊・飲食サービスや個人向けサービスなど消費関連業種の景況感が下振れしております。先行きの経済は、まん延防止等重点措置の解除など経済活動の正常化によりサービス消費が再び増加に転じ、供給制約の緩和を受けた製造業の生産活動の回復も、輸出や設備投資を押し上げることで、回復に転じる見通しではありますが、ロシアのウクライナ侵攻による資源価格の高止まりや、欧州経済が悪化した場合、大きく下振れるリスクも含んでおります。

一方、世界経済は、米国では労働需給のひっ迫が続く中において、3月の米国供給管理協会(ISM)景況感指数の製造業は高水準を維持し、非製造業においても企業マインドは改善傾向にあり、個人消費も新型コロナウイルスの感染状況の改善などにより対面型サービス業を中心に底堅く推移しております。中国では2021年の夏場にペースダウンしたものの秋から持ち直し、外需が好調を維持し個人消費も底堅く推移しておりましたが、新型コロナウイルスの感染再拡大による活動制限が強化され個人消費が大きく下振れるなど景気低迷が持続しております。先行きは米国においてインフレの長期化が進んだ場合、個人消費が重石となり景気回復ペースが鈍化する見通しで、中国においてもインフラ投資などの政府関連投資が下支えとなるものの、輸出と個人消費が伸び悩むことで、景気低迷は続く見通しであります。

証券市場においては、取引所株価指数証拠金取引(くりっく株365)は4月前半まで30,000円近辺で推移していましたが、世界的な新型コロナウイルス変異株の広がりを背景に徐々に下値を探る動きとなりました。5月に入ると、NYダウの新高値更新場面に支援され上昇しましたが、米長期金利の上昇を受けて調整場面となったNYダウの動きにも追従して下落、一時27,500円を割り込みました。その後は大規模接種が始まり、新型コロナウイルス収束への期待感から徐々に値を戻

しましたが、6月の米連邦公開市場委員会(FOMC)において、2023年中にゼロ金利政策を解除する方針を示したことからNYダウが急落、国内市場も同様の動きとなりました。その後は修正場面から29,000円を超える場面もありました。7月に入ると新型コロナウイルスの感染拡大が下落圧力となり軟調に推移し、8月には一時27,000円を割り込みました。しかし9月に入り首相交代後の新政権下における景気浮揚策への期待から上昇局面となり、30,500円近辺まで上昇したものの、10月上旬にかけて原油高などのコスト負担増加による企業への圧迫懸念から28,000円を割り込むなど荒い動きとなりました。急落に対する自律反発場面から29,000円から30,000円近辺で推移した後、11月末から12月初旬にかけて新型コロナウイルスのオミクロン株の感染懸念が強まり、再度28,000円を割り込みました。その後年末にかけてはオミクロン株の感染拡大による経済停滞懸念の後退につれて買い戻され、29,000円近辺で年内の取引を終えました。1月に入り、米国の金融政策正常化へのペースが早まるとの見方からNYダウが急落し、国内市場にも波及しました。2月の後半にはロシアのウクライナ侵攻を受けてリスク回避の売りから下げ幅を拡大、一時25,000円を割り込みました。その後は円安ドル高に大きく振れたことから輸出関連株を中心に買いが集まり反発、28,000円台まで値を戻しました。

商品相場においては、金は米国雇用統計が堅調な内容を示したことから米国長期金利が下落、NY金が上昇したことを受けて国内市場も堅調な推移となりました。5月に入り、一連の米国経済指標が予想外の悪化となったことから為替市場ではドル売りが加速、ドルと逆の相関性を持つ金に投資資金が集中したことから大幅上昇となり、一時6,742円と去年9月以来の高値となりました。しかし6月に入ると、FOMCにおいてゼロ金利政策を解除する時期に関して前倒し観測となったことからNY金が急落、国内市場も追随して6,200円台まで下落しました。その後、6,400円を中心とした小幅もみ合いで推移しましたが、8月に入り米国の雇用環境の改善を背景に、利上げが意識されたことから6,100円台まで急落しました。その後は米国の弱い経済指標を材料に徐々に下値を切り上げましたが、9月に入ると米国の長期金利が上昇したことから金に対する売り圧力が強まり再び6,100円台へ値を戻しました。10月に入り中国の大手不動産企業が経営危機に陥ったことや、米国連邦政府によるデフォルト(債務不履行)問題から安全資産である金に資金が回帰して上昇、11月には米消費者物価指数の大幅な上昇からインフレ懸念を背景とした金の買いにより6,886円の高値を付けました。その後はFOMCの議事要旨で利上げの前倒し観測が高まったほか、米国株式市場や原油市場の急落を受けて12月初旬に6,400円を割り込みました。12月のFOMCでは、テーパリング(量的緩和縮小)終了時期を前倒しする方針を決定したことからドルが堅調に推移、またインフレ懸念が強まったことから金に資金が流入し6,600円台まで回復しました。その後も世界的規模でのインフレ懸念が下値を支えている中、ロシア

のウクライナ侵攻を受けてリスク回避から金を買われたことにより急伸し、円安ドル高も支援要因となり過去最高値を更新して7,700円台に到達しました。

為替市場においては、110円台後半で取引の始まったドル円相場は、米国長期金利の上昇が一服していることから早期利上げ期待が後退、次第にドル売りが活発化して一方的に円買いの動きが強まり、4月後半には一時108円を割り込む動きとなりました。その後は米消費者物価指数が良好だったことからドルが買われて反発、6月に入ると、FOMCの見通しで事実上のゼロ金利政策を解除する時期に関して前倒し観測となったことから、下値を切り上げて7月上旬には111円の半ばまで円安ドル高が進みました。その後110円を挟んだ狭いレンジでの推移となりましたが、9月のFOMC後の声明で11月のテーパリング開始を示唆したことにより米国の長期金利が上昇したことからドル買いの動きが強まり、9月末には112円台まで円安ドル高が進行しました。10月に入ると世界的に物価上昇懸念が高まっている中で、米国長期金利の上昇を受けて114円台まで円安ドル高が進み、修正場面を経て11月末には115.52円まで上昇しましたが、新型コロナウイルスのオミクロン株が検出されたことによるリスクオフの動きから112円台まで円高ドル安が進むなど荒い動きとなりました。12月に入り、新型コロナウイルスのオミクロン株への警戒感が後退する中で徐々に下値を切り上げて115円台を回復し、またFOMCでテーパリング終了時期の前倒しが決定したことも円安ドル高を後押ししました。1月も概ね115円台を中心とした推移となりましたが、3月に入ると米国の金利上昇を受けて円安ドル高が進行し、日米間の金融政策姿勢の差がより鮮明になったことで金利差拡大が意識され、2015年以来となる125円台まで円安ドル高が進行しました。

このような環境のもとで、当社グループの当連結会計年度の商品デリバティブ取引の総売買高1,369千枚(前年同期比8.8%減)及び金融商品取引の総売買高4,314千枚(前年同期比92.8%増)となり、受入手数料6,238百万円(前年同期比7.4%増)、トレーディング損益457百万円の利益(前年同期比677.9%増)となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は営業収益6,715百万円(前年同期比14.0%増)、純営業収益6,694百万円(前年同期比14.1%増)、経常利益1,463百万円(前年同期比109.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益975百万円(前年同期比81.8%増)となりました。

今後の安定的な収益拡大に向け、商品デリバティブ取引、取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」及び取引所為替証拠金取引「Yutaka24」を3本柱とし、特に取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」等の金融商品取引は急成長の途にあり、引き続き大きく成長させるよう注力してまいります。また、(株)大阪取引所における先物取引等取引資格及び指数先物等清算資格を得て「日経225先物取引」等の取扱いを2022年1月17日より開始しております。

## (2) 設備投資の状況

当社グループ(当社及び連結子会社)の当連結会計年度における設備投資の総額は、380百万円であり、主として社員寮のリニューアル及び金融商品取引業における新システムの導入等に投資しております。

## (3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

## (4) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 63 期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第 64 期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第 65 期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第66期(当連結会計年度) (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営 業 収 益	5,911	7,041	5,891	6,715
純 営 業 収 益	5,879	7,013	5,868	6,694
経 常 利 益	766	1,488	699	1,463
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	578	815	536	975
1株当たり当期純利益 (円)	72.22	107.39	98.02	177.77
総 資 産	51,124	55,030	68,789	78,229
純 資 産	9,668	8,856	9,296	10,183

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、表示単位未満を四捨五入しております。
2. 当社は、株式給付信託(J-ESOP)を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式は、株主資本において自己株式として計上しており、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 当社は、株式給付信託(BBT)を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式は、株主資本において自己株式として計上しており、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
4. 第65期より、当社の主要な事業である商品デリバティブ取引業における貴金属市場に代表される主要商品が榊大阪取引所に移管されたこと等により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(日本証券業協会自主規制規則昭和49年11月14日付)に準拠して作成しております。この変更に伴い第63期及び第64期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 63 期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第 64 期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第 65 期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第66期(当事業年度) (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営 業 収 益	5,770	6,802	5,820	6,678
う ち 受 入 手 数 料	5,678	6,636	5,822	6,252
純 営 業 収 益	5,738	6,774	5,797	6,658
経 常 利 益	743	1,452	796	1,540
当 期 純 利 益	569	819	665	1,049
1株当たり当期純利益 (円)	71.10	107.88	121.59	191.42
総 資 産	50,551	54,773	68,513	77,964
純 資 産	9,414	8,646	9,208	10,130

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、表示単位未満を四捨五入しております。  
 2. 第65期より、当社の主要な事業である商品デリバティブ取引業における貴金属市場に代表される主要商品が榊大阪取引所に移管されたこと等により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(日本証券業協会自主規制規則昭和49年11月14日付)に準拠して作成しております。この変更に伴い第63期及び第64期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

### (5) 対処すべき課題

当社グループの主要な事業である商品デリバティブ取引業は、市場での売買高が減少傾向にあり、業界にとって厳しい事業環境にあります。

取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」の金融商品取引業は当社グループの収益基盤の柱として急成長の途にあり、引き続き大きく成長させることが重要な課題と考えております。また、2022年1月17日より取扱いを開始した株価指数先物取引については、本格的な証券取引業への参入を視野にいれ、企業価値を高めるべく、その最大化の実現に努めております。このような施策により安定的な収益基盤を確保し、顧客層の拡大を図ってまいります。

当社グループは、お客様に信頼頂ける企業集団となるべく、コンプライアンス態勢の確立及び維持に向けて一層注力してまいります。また、情報ネットワーク社会において大切なお客様情報を守るために、情報セキュリティ環境の向上及び維持に向けて最大限の努力を図ってまいります。株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業の内容
ユタカ・アセット・トレーディング株式会社	百万円 200	100.00%	商品デリバティブ取引業等
ユタカエステート株式会社	百万円 30	100.00%	不動産管理業
YUTAKA SHOJI MALAYSIA SDN. BHD.	千リンギット 20,600	100.00%	商品デリバティブ取引業等

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業部門	事業の内容
商品デリバティブ取引業	金融商品取引法上の商品デリバティブ取引 商品先物取引法上の商品デリバティブ取引
金融商品取引業	取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」 取引所為替証拠金取引「Yutaka24」 株価指数先物取引等 証券媒介取引等
不動産管理業	研修施設等の管理

① 受託業務

金融商品取引法及び商品先物取引法に基づく商品デリバティブ取引業(商品デリバティブ取引)及び金融商品取引法に基づく金融商品取引業(取引所株価指数証拠金取引、取引所為替証拠金取引及び株価指数先物取引)に係る受託業務。

② 自己売買業務

商品デリバティブ取引、取引所株価指数証拠金取引、取引所為替証拠金取引及び株価指数先物取引等における当社グループが自己の計算において行う取引業務。



(8) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

[当 社]

本 社 東京都中央区

支 店 10店

地 区	支 店 数
東 京 地 区	新 宿 支 店 (東京都新宿区) 等 3店
札 幌 地 区	札 幌 支 店 (札幌市中央区) 1店
北 陸 地 区	金 沢 支 店 (石川県金沢市) 1店
名 古 屋 地 区	名 古 屋 支 店 (名古屋市中村区) 1店
大 阪 地 区	大 阪 支 店 (大阪市中央区) 1店
四 国 地 区	松 山 支 店 (愛媛県松山市) 1店
中 国 地 区	広 島 支 店 (広島市中区) 1店
福 岡 地 区	福 岡 支 店 (福岡市博多区) 1店

[子 会 社]

会 社 名	所 在 地
ユタカ・アセット・トレーディング株式会社	東 京 都 中 央 区
ユタカエステート株式会社	東 京 都 中 央 区
YUTAKA SHOJI MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア クアラルンプール

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
356名	13名減少

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
合計又は平均	347名	13名減少	41歳8ヶ月	11年11ヶ月

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	888百万円
株式会社みずほ銀行	346百万円
株式会社西日本シティ銀行	166百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,897,472株(自己株式3,063,106株を含む。)
- (3) 株主数 977名
- (4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社多々良マネジメント	1,000	17.13
多々良 義成	393	6.74
梶田 法義	345	5.92
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	345	5.91
豊トラスティ証券従業員持株会	342	5.87
株式会社三井住友銀行	288	4.94
株式会社みずほ銀行	240	4.11
賀来 昌義	179	3.07
多々良 實夫	166	2.84
株式会社西日本シティ銀行	160	2.74

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式(3,063,106株)を控除して計算しております(表示単位未満切り捨て)。
3. ㈱日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式(345,000株)は、株式給付信託(J-ESOP及びBBT)制度の信託財産であります。なお、当該株式は連結計算書類及び計算書類においては自己株式として処理しておりますが、持株比率からは控除していません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役に関する事項 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	多々良 實夫	ユタカエステート㈱代表取締役会長
代表取締役社長	安成 政文	ユタカ・アセット・トレーディング㈱代表取締役社長
専務取締役	多々良 孝之	管理本部長
専務取締役	安達 芳則	営業統括本部長兼証券統括部長
取締役	日下 伸一	大阪営業本部長
取締役	瀧田 照久	コンプライアンス部長
取締役	鷹啄 浩	法人営業部長
取締役	宮下 芳範	東京第二営業本部長
取締役	大橋 正直	名古屋営業本部長
取締役相談役(非常勤)	多々良 義成	
取締役	長尾 和彦	社外取締役
監査役(常勤)	齋藤 正和	
監査役	福島 啓史郎	社外監査役 バサルトファイバー㈱代表取締役
監査役	原山 保人	社外監査役

- (注) 1. 取締役長尾和彦氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役福島啓史郎及び原山保人の両氏は社外監査役であり、両氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 責任限定契約の内容の概要  
当社と社外取締役及び各監査役の全員は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。  
当社の社外取締役及び各監査役の全員は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要  
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(以下、「D&O保険」といいます。)契約を保険会社と締結しております。これにより当社並びに子会社であるユタカ・アセット・トレーディング㈱及びユタカエステート㈱の取締役全員及び監査役全員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)等を填補することとしております。D&O保険の保険料は全額当社が負担しており、1年毎に更新しております。
5. 当事業年度中の役員の異動
- (1) 2021年6月29日開催の第65回定時株主総会において、大橋正直及び長尾和彦の両氏が取締役に選任され就任いたしました。
- (2) 2021年6月29日開催の第65回定時株主総会において、齋藤正和及び原山保人の両氏が監査役に選任され就任いたしました。

- (3) 2021年6月29日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって、取締役浦柄健、伊藤昇明、渡邊雅志及び新欣樹の各氏は、退任いたしました。
- (4) 2021年6月29日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって、監査役篠塚幸治及び長尾和彦の両氏は、辞任いたしました。
- (5) 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

氏名	新役職名	旧役職名	異動年月日
安達 芳則	専務取締役営業統括本部長兼営業推進室長	専務取締役営業統括本部長	2021年6月29日
安達 芳則	専務取締役営業統括本部長	専務取締役営業統括本部長兼営業推進室長	2021年11月1日
安達 芳則	専務取締役営業統括本部長兼証券統括部長	専務取締役営業統括本部長	2022年1月4日
宮下 芳範	取締役東京第二営業本部長	取締役東京第一営業本部長	2022年3月22日

## (2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	当社との関係
監査役	福島 啓史郎	バサルトファイバー(株)は、当社との取引関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	長尾 和彦	当期開催の取締役会14回のうち就任後に開催された10回すべてに出席し、公正かつ中立的な立場から議案審議等に適切な発言を適宜行い取締役会の適切な意思決定と業務執行の監督に努めております。
監査役	福島 啓史郎	当期開催の取締役会14回のすべてに出席し、代表取締役等から報告を受けるとともに意見交換を行い、また、当期開催の監査役会13回のすべてに出席し、監査役相互の意見交換等を行っております。
監査役	長尾 和彦	当期開催の取締役会14回のうち辞任までに開催された4回すべてに出席し、代表取締役等から報告を受けるとともに意見交換を行い、また、当期開催の監査役会13回のうち、辞任までに開催された3回すべてに出席し、監査役相互の意見交換等を行っております。
監査役	原山 保人	当期開催の取締役会14回のうち就任後に開催された10回すべてに出席し、代表取締役等から報告を受けるとともに意見交換を行い、また、当期開催の監査役会13回のうち就任後に開催された10回すべてに出席し、監査役相互の意見交換等を行っております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

#### ① 基本方針

当社の取締役の報酬は持続的な企業価値の向上を図る報酬体系とし、企業理念を実践する優秀な人材を取締役として登用できる報酬水準としております。個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

#### ② 報酬体系

報酬体系は、取締役を対象とした定額報酬としての「基本報酬」及び業績連動報酬として「業績連動型株式報酬」により構成し、代表取締役会長、代表取締役社長、専務取締役、常務取締役及び相談役（以下、「役付取締役等」という。）を対象とした前述の「基本報酬」及び「業績連動型株式報酬」の構成に業績連動報酬として「賞与」を加えております。また監督機能を担う社外取締役及び監査役については、その職務に鑑み「基本報酬」のみを支払うこととしております。

#### ③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議

役員区分	報酬の種類		報酬限度額	株主総会決議年月日		決議時点の 役員の員数
取締役	固定報酬	基本報酬	年額350百万円以内	1991年6月27日	第35回定時 株主総会	取締役20名
	業績連動報酬	賞与 (役付取締役等)				
		業績連動型株式報酬  (社外取締役を除く取締役)	年額19百万円以内  (年額35,000ポイント以内)	2016年6月29日	第60回定時 株主総会	取締役12名  (うち非業務 執行取締役 は、社外取 締役1名)
監査役	固定報酬	基本報酬	年額30百万円以内	1991年6月27日	第35回定時 株主総会	監査役3名

(注) 業績連動型株式報酬で付与されるポイントは㈱日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式における1株当たりの帳簿価額を1ポイントとしております。

#### ④ 定額報酬と業績連動報酬の構成割合

各報酬要素の構成割合は、持続的な企業価値の向上を健全に動機付けることを目的として、取締役は固定報酬としての「基本報酬」及び業績連動報酬として「業績連動型株式報酬」との比率が概ね9：1となるよう設定しており、役付取締役等は固定報酬としての「基本報酬」及び業績連動報酬として「賞与」並びに「業績連動型株式報酬」との比率が概ね6：3：1となるよう設定しております。

### ⑤ 取締役の報酬等の決定方針

報酬の種類		決定方針の概要
固定報酬	基本報酬	役位、職責及び在任年数等に応じて支給額を決定するものとしております。なお、個人別の報酬額の決定方針は指名報酬委員会が取締役会の諮問に応じて審議をし、取締役会に答申した内容に従って決定しております。
業績連動報酬	賞与	中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、当事業年度の当期純利益の金額に、その時々において経営上重視する指標を加味して算出された額を賞与として定時株主総会終了後に一括支給しております。なお、個人別の報酬額の決定方針は指名報酬委員会が取締役会の諮問に応じて審議をし、取締役会に答申した内容に従って決定しております。
	業績連動型株式報酬	中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため業績指標を反映した非金銭報酬とし、当社普通株式を当社が定めています役員株式給付規程に従って、原則として信託を通じて給付し、取締役退任後に支給しております。

- (注) 1. 賞与の額の算定の基礎として選定した業績指標である当事業年度の当期純利益は前記「1. 企業集団の現況に関する事項(4)企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移②当社の財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。
2. 当社の業績連動型株式報酬として「株式給付信託(BBT)」を導入しております。なお、詳細は後記「連結注記表(追加情報)(2)株式給付信託(BBT)」に記載のとおりであります。

#### ⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社においては、対象取締役の報酬等について指名報酬委員会が取締役会の諮問に応じて審議をし、取締役会に答申した内容に従って決定しなければならないこととしております。

#### ⑦ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

指名報酬委員会では、取締役の個人別の報酬等の内容と決定方針の整合性等を確認しているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	231百万円 (5百万円)	143百万円 (5百万円)	87百万円 (1百万円)	15名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	16百万円 (10百万円)	16百万円 (10百万円)	0百万円 (1百万円)	5名 (3名)
合計	247百万円	159百万円	88百万円	20名

- (注) 1. 上記には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。

- 業績連動型報酬等には、当事業年度に係る賞与69百万円及び業績連動型株式報酬18百万円がそれぞれ含まれております。
- 業績連動型報酬等に含まれる業績連動型株式報酬は、業績達成度に応じて付与されたポイントに相当する当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬制度に基づき、当事業年度に費用計上した業績連動型株式報酬相当額であります。
- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

##### (2) 会計監査人の報酬等の額

- |                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 32百万円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### (3) 非監査業務の内容

取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」及び株価指数先物取引に係る顧客資産の分別管理に関する保証業務、取引所為替証拠金取引「Yutaka24」に係る顧客預り金の区分管理の状況に関連して合意された手続業務を行っております。

##### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が、会社法や公認会計士法等の法令に違反し、又は抵触した場合、会計監査人としての職務を適正に遂行することに支障があると判断した場合、その必要があると判断した場合は、監査役会が当該会計監査人の解任又は不再任について決議して株主総会に提案します。

また、監査役会は会社法第340条第1項に定める事由に該当すると判断した場合は、全員一致の決議により監査役会が当該会計監査人を解任します。

## 5. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
(会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項第4号)
  - ・「倫理規程・行動規範」を定め、役職員に対して企業倫理・法令遵守の徹底を図ります。
  - ・コンプライアンス研修等を通じ、当社及び子会社からなるグループ全体に適切なコンプライアンス体制を構築していきます。
  - ・内部通報制度として、管理本部及び監査室に内部窓口、当社顧問弁護士事務所に外部窓口を設置し、「公益通報者保護規程」を定めております。
  - ・独立性を保持した監査室は当社の業務全般に関する内部監査を実施、検討及び助言を行います。
  
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
(会社法施行規則第100条第1項第1号)
  - ・取締役の職務の執行に係る情報について、保存期間及び管理方法等を定めた社内規程を制定し、適切に保存管理します。
  
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
(会社法施行規則第100条第1項第2号)
  - ・事業環境に係るリスクに対して統合的なリスク管理を行うため「経営リスク管理規程」を定め、当該規程に基づき経営リスク管理委員会を設置し、リスク管理の実効性の向上に努めます。また、経営リスク管理委員会は把握するリスクについて、定期的に当該リスクを数値化し、立案したリスク対策とともにリスク報告書として取締役会等へ報告します。
  - ・建物あるいは設備の機能を損なう地震、火災及び事故等の災害の発生時並びにパンデミック等発生時には、事業の継続及び早期の復旧を図るため「事業継続計画（BCP）基本規程」に基づき適切に対応します。
  
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
(会社法施行規則第100条第1項第3号)
  - ・取締役の業務執行が効率的に行われることを確保するため、組織、業務分掌、職務権限、委員会及び稟議等の諸規程を定め、事業運営が効率的に行える体制を構築していきます。
  
- (5) 当社及び子会社からなるグループにおける業務の適正を確保するための体制  
(会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項第5号)
  - ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
    - ・当社役職員に子会社の取締役又は監査役を兼任又は出向させ、当社の意思を経営に反映させています。



- ・当社の取締役会規程を準用させた子会社当該規程に基づき、業績及び財務等の状況について定期的に当社代表取締役へ報告する体制としております。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・グループ会社は、各子会社の業務の健全性及び適切性確保のため、「内部統制の基本方針」及び当該方針に基づき毎年度作成する「内部統制の整備・運用評価の基本計画書」により、適切なリスク発生の把握に努め、グループ会社一体として損失の危険を管理する体制を構築していきます。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社の「取締役会規程」を準用させた子会社当該規程により当社への報告すべき事項を明確にし、また、「業務マニュアル」により子会社の取締役等の職務範囲及び権限を明確にすることにより、子会社事業の運営が効率的に行える体制を構築していきます。
- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社役職員に子会社の取締役又は監査役を兼任又は出向させ、当社の「倫理規程・行動規範」に基づいて、子会社の役職員に対して企業倫理・法令遵守の徹底を図ります。
  - ・独立性を保持した監査室は子会社の業務全般に関する内部監査を実施、検討及び助言を行います。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
(会社法施行規則第100条第3項第1号)
- ・監査役の事務処理等を補助する従業員を総務部に設置します。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関するための体制  
(会社法施行規則第100条第3項第2号及び同項第3号)
- ・当社は、監査役職務の独立性を確保するため、前項の従業員が行う監査業務の補助については、所属部門の取締役の指揮命令を受けないものと定めております。また、監査役指示の実効性を確保するため、監査役から従業員に対し、監査役職務の補助業務の遂行の指示があった場合には、当該従業員は監査役の指揮命令に従うものと定めております。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
(会社法施行規則第100条第3項第4号及び同項第5号)
- ・当社は、役職員が、グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する体制としております。また、管理本部長は、内部通報業務執行状況を取締役社長及び必要に応じて監査役会に報告します。
  - ・内部監査の実施状況の報告により、監査役が監査室と連携して効率的に監査を実施できる体制を確保しています。

- ・ 監査役へ報告をしたグループ会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利に取扱うことを禁止し、その旨をグループ会社の役職員に周知徹底します。

(9) 監査役 of 職務 of 執行について生ずる費用又は債務 of 処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第6号)

- ・ 監査役が、その職務 of 執行について生ずる費用 of 前払い又は償還等 of 請求をした場合は、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(10) 監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第7号)

- ・ 監査役は、取締役会や重要な会議等への出席及び稟議等 of 業務執行に係る重要な書類 of 閲覧などで、グループ会社の業務 of 執行状況等について監査し、定期的に代表取締役と意見交換を行います。
- ・ 監査役は、会計監査人と定期的に意見交換を行い、職務 of 執行に際して必要な場合は弁護士等 of 外部の専門家を活用します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項

当社の、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行に関する事項

役員員に対してコンプライアンス教育を実施するとともに、監査役監査及び定期的内部監査を通じて、役員員の職務の執行が法令、定款及び諸規程等に基づき執行されていることを確認しております。

決裁や承認及びその他社内手続きに係る証憑の書面化と電子化の環境を整備し、「文書取扱規程」に基づき適切な保存管理を行うとともに、情報セキュリティ管理規程等に基づく情報区分と重要度に応じた情報管理を徹底しております。

定時取締役会を月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、法令、定款等に定められた事項、経営方針及び予算の策定等の経営に関する重要事項を審議し決定しております。

すべての取締役会には独立性を保持した監査役が出席し、職務執行に関する意思決定を監督しております。

### (2) 損失の危険の管理に関する事項

当社の事業環境に係る様々なリスクについて、経営における重大な損失、不利益等を最小化するために「経営リスク管理規程」を定め、定期的に経営リスク管理委員会を開催しております。経営リスク管理委員会では半期毎に、リスク分析、評価及び対策について検討し、それらの結果をリスク報告書として取締役会等に報告しております。報告を受けた取締役会等は協議を行う等、適切なリスク管理を行っております。

### (3) 当社及び子会社からなるグループの業務の適正の確保に関する事項

子会社の経営状況等については、当社の代表取締役に対して各子会社の代表取締役より適時報告を受け、現状を把握しております。

報告を受けた当社の代表取締役は子会社の経営状況等について、協議が必要と判断した場合には、取締役会又は常務会等で協議を行います。

### (4) 監査役職務の執行に関する事項

監査役会は独立性の高い社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、定例の開催では常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換が行われております。監査役は、取締役会を含む重要な会議へ出席し、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて役員員に説明を求めています。

監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査部門と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視をしております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数及び持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、上記以外の比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>71,857,115</b>	<b>流動負債</b>	<b>66,485,979</b>
現金及び預金	5,340,096	委託者未払金	846,025
委託者未収金	120,630	約定見返勘定	27,992
保管有価証券	20,674,903	短期借入金	1,400,000
差入保証金	38,234,962	未払法人税等	412,223
委託者先物取引差金	6,455,746	賞与引当金	145,125
その他	1,031,152	役員賞与引当金	69,000
貸倒引当金	△377	預り証拠金	33,323,013
<b>固定資産</b>	<b>6,372,737</b>	預り証拠金代用有価証券	20,674,903
<b>有形固定資産</b>	<b>3,123,649</b>	金融商品取引保証金	9,045,877
建物及び構築物	914,852	その他	541,817
機械装置及び運搬具	1,663	<b>固定負債</b>	<b>1,343,516</b>
器具及び備品	108,754	繰延税金負債	89,353
土地	2,098,378	株式給付引当金	67,967
<b>無形固定資産</b>	<b>316,901</b>	役員株式給付引当金	71,487
のれん	134,633	役員退職慰労引当金	172,670
その他	182,267	訴訟損失引当金	62,962
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,932,186</b>	退職給付に係る負債	814,726
投資有価証券	1,441,712	その他	64,349
長期差入保証金	872,332	<b>特別法上の準備金</b>	<b>216,520</b>
長期貸付金	8,321	商品取引責任準備金	197,689
繰延税金資産	11,522	(商品先物取引法第221条)	
その他	783,149	金融商品取引責任準備金	18,830
貸倒引当金	△184,852	(金融商品取引法第46条の5)	
<b>資産合計</b>	<b>78,229,853</b>	<b>負債合計</b>	<b>68,046,015</b>
		<b>純資産の部</b>	
		<b>株主資本</b>	<b>9,919,613</b>
		資本金	1,722,000
		資本剰余金	1,106,419
		利益剰余金	8,882,021
		自己株式	△1,790,827
		その他の包括利益累計額	264,224
		その他有価証券評価差額金	247,405
		為替換算調整勘定	730
		退職給付に係る調整累計額	16,088
		<b>純資産合計</b>	<b>10,183,837</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>78,229,853</b>

## 連結損益計算書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
受入手数料	6,238,067	
トレーディング損益	457,356	
その他の営業収益	20,426	6,715,851
金融費用		20,865
<b>純営業収益</b>		<b>6,694,985</b>
営業費用		
販売費及び一般管理費	5,325,309	5,325,309
<b>営業利益</b>		<b>1,369,676</b>
営業外収益		
受取利息	7,082	
受取配当金	33,754	
貸倒引当金戻入額	28,460	
その他	26,806	96,104
営業外費用		
為替差損	1,264	
投資事業組合運用損	1,108	
権利金償却	74	2,446
<b>経常利益</b>		<b>1,463,334</b>
特別利益		
固定資産売却益	2,258	
訴訟損失引当金戻入額	9,147	
保険解約返戻金	31,928	43,334
特別損失		
固定資産除売却損	40,402	
減損損失	472	
金融商品取引責任準備金繰入額	1,878	42,752
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>1,463,915</b>
法人税、住民税及び事業税	510,781	
法人税等調整額	△21,899	488,882
<b>当期純利益</b>		<b>975,033</b>
親会社株主に帰属する当期純利益		975,033

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

区 分	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,722,000	1,106,419	8,117,024	△1,798,280	9,147,163
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△210,037		△210,037
親会社株主に帰属する当期純利益			975,033		975,033
自 己 株 式 の 処 分				7,453	7,453
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	764,996	7,453	772,450
当 期 末 残 高	1,722,000	1,106,419	8,882,021	△1,790,827	9,919,613

区 分	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	172,164	△37,488	14,902	149,578	9,296,741
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△210,037
親会社株主に帰属する当期純利益					975,033
自 己 株 式 の 処 分					7,453
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	75,241	38,218	1,185	114,645	114,645
当 期 変 動 額 合 計	75,241	38,218	1,185	114,645	887,095
当 期 末 残 高	247,405	730	16,088	264,224	10,183,837

## 連結注記表

当社の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（日本証券業協会自主規制規則昭和49年11月14日付）に準拠して作成しております。また、商品デリバティブ取引業の固有事項については、「商品先物取引業統一経理基準」（日本商品先物取引協会平成23年3月2日改正）及び「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」（日本商品先物取引協会令和2年5月28日改正）に準拠して作成しております。

### （連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

#### 1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 ユタカ・アセット・トレーディング(株)

ユタカエステート(株)

YUTAKA SHOJI MALAYSIA SDN. BHD.

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用非連結子会社及び関連会社はありません。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

・その他有価証券

##### a. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

##### b. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条2項により有価証券とみなされるもの）は組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② 保管有価証券の評価基準及び評価方法

(株)日本証券クリアリング機構の先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則に基づく充用価格によっております。

##### ③ デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

##### ④ 商品の評価基準及び評価方法

##### a. 通常の販売目的で保有する商品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### b. トレーディング目的で保有する商品

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年～47年

器具及び備品 4年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金及び特別法上の準備金の計上基準

① 貸倒引当金は、期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金は、従業員への賞与の支給に充てるため、過去の支給実績額を勘案し、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金は、役員への賞与の支給に充てるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 株式給付引当金は、株式給付規程に基づく従業員への当社株式又は金銭の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく役員への当社株式又は金銭の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑥ 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑦ 訴訟損失引当金は、商品取引事故及び金融商品取引事故等による損失に備えるため、損害賠償請求等に伴う損失の見込額のうち、商品取引責任準備金及び金融商品取引責任準備金の期末残高を勘案して、当連結会計年度において必要と認められる金額を計上しております。

⑧ 商品取引責任準備金は、商品取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づいて計上しております。

⑨ 金融商品取引責任準備金は、金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づいて計上しております。



(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 重要なヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を適用しております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

c. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを行っております。

d. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジ有効性評価は省略しております。

④ 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは5年の定額法により償却しております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

a. 商品デリバティブ取引

主に金融商品取引法及び商品先物取引法に基づく商品デリバティブ取引の受託業務を行っております。当該取引の受託については委託者の取引が約定した時点で収益を認識しております。

b. 金融商品取引

主に金融商品取引法に基づく取引所株価指数証拠金取引、取引所為替証拠金取引及び株価指数先物取引の受託業務を行っております。当該取引の受託については委託者の取引が約定した時点で収益を認識しております。

c. 証券媒介取引

主に媒介先との金融商品取引業務に関する業務委託基本契約に基づく有価証券の売買の媒介業務を行っております。当該取引の媒介については委託者の取引が約定した時点で収益を認識しております。

### (会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に関する注記)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

### (表示方法の変更に関する注記)

#### (連結貸借対照表)

前連結会計年度において「預り証拠金」に含めておりました「預り証拠金代用有価証券」(前連結会計年度22,333,128千円)については、表示の明瞭性を高める観点から当連結会計年度においては区分掲記しております。

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「取引所預託金」(前連結会計年度482,423千円)は、明瞭性の観点から当連結会計年度においては「流動資産」の「差入保証金」の一部とすることとしております。

### (会計上の見積りに関する注記)

1. 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。
2. 当連結会計年度に係る連結計算書類の1.の項目に計上した額  
繰延税金資産 11,522千円  
繰延税金負債 89,353千円  
訴訟損失引当金 62,962千円
3. 2.のほか、1.に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報  
繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって認識し、繰延税金負債は、将来加算一時差異について認識しております。  
当該課税所得の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。  
訴訟損失引当金の認識は、商品取引事故及び金融商品取引事故等による損失に備えるため、損害賠償請求等に伴う損失の見込額のうち、商品取引責任準備金及び金融商品取引責任準備金の期末残高を勘案して訴訟損失引当金を計上しておりますが、当社に対する新たな訴訟の提起や判決等により見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、訴訟損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## (追加情報)

- ・ 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

### (1) 株式給付信託(J-ESOP)

当社は、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」(以下、本項目において「本制度」という。)を導入しております。

#### ① 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式又は金銭を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

#### ② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式は、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末92,376千円、195,300株、当連結会計年度末90,957千円、192,300株であります。

### (2) 株式給付信託(BBT)

当社は、当社の取締役(社外取締役は除きます。)に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、本項目において「本制度」という。)を導入しております。

#### ① 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、原則として当社株式が信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。本制度の導入により、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

#### ② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式は、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末81,085千円、165,600株、当連結会計年度末75,050千円、152,700株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金	50,000千円
建物及び構築物	724,773千円
土地	2,085,938千円
投資有価証券	811,999千円
計	3,672,710千円

なお、このほかに商品デリバティブ取引証拠金の代用として(株)日本証券クリアリング機構等に保管有価証券20,663,933千円を預託しております。

担保に係る債務

短期借入金	1,400,000千円
商品先物取引法第179条第7項の規定に基づく銀行等の保証による契約預託額	600,000千円
商品先物取引法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額	500,000千円
金融商品取引業等に関する内閣府令附則(平成26年2月26日内閣府令第11号)第2条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額	1,000,000千円

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産 2,179,252千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	8,897,472	—	—	8,897,472

2. 自己株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	3,424,006	—	15,900	3,408,106

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託(J-ESOP及びBBT)制度の信託財産として(株)日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式(当連結会計年度期首360,900株、当連結会計年度末345,000株)が含まれております。

2. (変動事由の概要)

株式給付信託(J-ESOP)の受益権行使による減少	3,000株
株式給付信託(BBT)の受益権行使による減少	12,900株

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

( 決 議 )	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2021年6月29日 定 時 株 主 総 会	普通株式	210,037千円	36円00銭	2021年3月31日	2021年6月30日

(注) 2021年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP及びBBT)制度の信託財産として㈱日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式に対する配当金12,992千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

( 決 議 )	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2022年6月29日 定 時 株 主 総 会	普通株式	312,138千円	53円50銭	2022年3月31日	2022年6月30日

(注) 1. 2022年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP及びBBT)制度の信託財産として㈱日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式に対する配当金18,457千円が含まれております。

2. 配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

#### (金融商品に関する注記)

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に商品デリバティブ取引業及び金融商品取引業等の受託業務及び自己ディーリング業務を行っております。当社グループは、一時的な余資は預金等で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達する方針であります。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社グループが保有する主要な金融資産及び金融負債には、法律に基づき委託者から受託取引に伴い受け入れた預託額があります。商品デリバティブ取引においては、金融商品取引法、商品先物取引法及び関連法令の適用を受けて、委託者から取引に係る保証金等として受け入れた現金については「預り証拠金」、また代用有価証券(一定の評価基準に基づいた時価による評価額)を「預り証拠金代用有価証券」(ともに金融負債)として計上し、一方において委託者の計算による取引に係る保証金等として加減算した金額を㈱日本証券クリアリング機構に差入れるとともに、現金については「差入保証金」、代用有価証券については「保管有価証券」(ともに金融資産)として計上されております。また、取引所株価指数証拠金取引、取引所為替証拠金取引及び株価指数先物取引においては、金融商品取引法の適用を受けて、委託者から取引に係る保証金等として受け入れた現金を「金融商品取引保証金」(金融負債)として計上し、一方において同額を㈱日本証券クリアリング機構又は㈱東京金融取引所に差入れ分離保管されるとともに、「差入保証金」(金融資産)として計上されております。これらの金融資産については、清算機構(アウトハウス型クリアリングハウス)又は取引所に預託していることから信用リスクは殆どないと判断されま

営業債権である委託者未収金は、委託者の信用リスクに晒されており、当社の社内規程に従い、委託者ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な委託者の信用状況を四半期ごとに把握する体制を採用し、1年以内に回収されるものであります。投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債については、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。このうち変動金利の短期借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部の短期借入金については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約にてデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。ヘッジの有効性については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため省略しております。

デリバティブ取引の執行及び管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。当該デリバティブ取引に伴って、当社グループの財務状況に大きな影響を与えると考えられる主要な要因として、市場リスク（マーケット・リスク）が挙げられます。原商品等の市場価格の変動に伴って、当該デリバティブ取引契約残高の価値（時価額）が増減する場合のその価値の増減を、市場リスクと認識しております。

信用リスク（取引先リスク）については、主として取引所取引に限定しているため、取引所取引では取引所を通して日々決済が行われておりますので、当該リスクは殆どないと認識しております。

当社グループは、デリバティブ取引のディーリング業務を遂行するうえで、経営の健全性を保持する観点からリスク管理が極めて重要であると認識しております。

リスク管理の基本的姿勢は、当社グループの財務状況に対応してリスクを効率的にコントロールすることにあります。当社は、ディーリング関連規程に基づき、毎期首に定める経営方針及び年度予算と連携して年間のディーリング計画を策定し、運営、管理しております。

リスク管理体制は、売買を執行する部署から独立したリスク管理部署が、日次、週次、月次のポジション・リスク及びトレーディング損益の状況をチェックする体制となっており、その情報は担当役員及び関連部署に報告されて、月次の定例取締役会に報告されております。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
保管有価証券	20,674,903	28,473,645	7,798,742
投資有価証券 (*2)	1,013,827	1,013,827	—
資産計	21,688,731	29,487,473	7,798,742
預り証拠金代用有価証券	20,674,903	28,473,645	7,798,742
負債計	20,674,903	28,473,645	7,798,742
デリバティブ取引 (*3)	(27,779)	(27,779)	—

(\*1) 現金及び預金、差入保証金、委託者先物取引差金(借方)、短期借入金、預り証拠金及び金融商品取引保証金等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (注) 1.	382,493
組合出資金 (注) 2.	45,391

(注) 1. 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(\*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	1,013,827	—	—	1,013,827
資産計	1,013,827	—	—	1,013,827
デリバティブ取引 (*1)				
商品関連	212	—	—	212
株式関連	(27,992)	—	—	(27,992)
デリバティブ取引計	(27,779)	—	—	(27,779)

(\*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
保管有価証券	28,473,645	—	—	28,473,645
資産計	28,473,645	—	—	28,473,645
預り証拠金代用有価証券	28,473,645	—	—	28,473,645
負債計	28,473,645	—	—	28,473,645

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や上場投資信託、国債がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に株式、地方債、社債、及び住宅ローン担保証券がこれに含まれます。相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。



①その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	取 得 原 価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	896,527	513,348	383,178
小計	896,527	513,348	383,178
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	117,300	143,885	△26,584
小計	117,300	143,885	△26,584
合計	1,013,827	657,233	356,594

②当連結会計年度中に売却したその他有価証券

該当事項なし

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に商品取引、株式関連取引、及び通貨関連取引がこれに含まれます。

①ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項なし。

②ヘッジ会計が適用されているもの

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ対象	当連結会計年度		
			契約額等	契約額等のうち1年超	時 価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	短期借入金	46,000	—	(*1)

(\*1) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該短期借入金の時価に含めて記載しております。

保管有価証券

保管有価証券については、商品デリバティブ取引において委託者の計算による取引に係る受入保証金等として、有価証券を㈱日本証券クリアリング機構へ差し入れたものであり、預り証拠金代用有価証券との対照勘定であります。連結貸借対照表価額は㈱日本証券クリアリング機構の先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則により当該有価証券の一定の評価基準による充用価格で計上されております。当該有価証券については、すべて活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものでありレベル1の時価に分類しております。

預り証拠金代用有価証券

預り証拠金代用有価証券については、商品デリバティブ取引において委託者より取引に係る受入保証金等として受け入れた代用有価証券で㈱日本証券クリアリング機構へ預託するものであり、対照勘定である保管有価証券と同様に連結貸借対照表価額は㈱日本証券クリアリング機構の先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則により当該有価証券の一定の評価基準による充用価

格で計上されております。当該有価証券については、すべて活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものでありレベル1の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	営業収益計			合計
	商品デリバティブ取引	金融商品取引	その他	
現金先物取引				
農産物市場	18,669	—	—	18,669
貴金属市場	4,434,131	—	—	4,434,131
ゴム市場	23,371	—	—	23,371
エネルギー市場	3,899	—	—	3,899
中京石油市場	643	—	—	643
現金決済先物取引				
貴金属市場	82,043	—	—	82,043
エネルギー市場	59,741	—	—	59,741
商品指数市場	6,840	—	—	6,840
国内市場	4,629,341	—	—	4,629,341
海外市場	18,364	—	—	18,364
商品デリバティブ取引計	4,647,706	—	—	4,647,706
取引所株価指数証拠金取引	—	1,493,893	—	1,493,893
取引所為替証拠金取引	—	78,796	—	78,796
株価指数先物等取引	—	14,566	—	14,566
証券媒介取引	—	774	—	774
国内市場計	—	1,588,030	—	1,588,030
海外市場計	—	2,330	—	2,330
金融商品取引計	—	1,590,361	—	1,590,361
その他	—	—	20,944	20,944
顧客との契約から生じる収益	4,647,706	1,590,361	20,944	6,259,012
その他の収益	434,775	6,317	15,746	456,839
外部顧客への売上高	5,082,481	1,596,678	36,691	6,715,851

(注) 顧客との契約から生じる収益(その他)の内訳は主に貴金属等現物売買取引となっております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報は連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）(4)その他連結計算書類の作成のための重要な事項⑥収益及び費用の計上基準と同一であります。
3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
  - (1) 顧客との契約から生じた債権の残高

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	455,610
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	352,698

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,855円19銭
1株当たり当期純利益	177円77銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は345,000株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は349,558株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、1株当たり情報については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>70,912,776</b>	<b>流動負債</b>	<b>66,321,120</b>
現金及び預金	4,552,404	短期借入金	1,400,000
委託者未収金	120,630	未払法人税等	411,011
前払費用	29,216	未払消費税等	100,487
短期貸付金	296,139	賞与引当金	144,652
保管有価証券	20,674,903	役員賞与引当金	69,000
差入保証金	37,756,361	預り証拠金	33,727,885
委託者先物取引差金	6,490,174	預り証拠金代用有価証券	20,674,903
その他	993,466	金融商品取引保証金	9,359,630
貸倒引当金	△522	その他	433,549
<b>固定資産</b>	<b>7,051,620</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,295,920</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,626,795</b>	繰延税金負債	26,624
建物	634,376	退職給付引当金	830,815
構築物	2,806	株式給付引当金	67,967
車両	1,663	役員株式給付引当金	71,487
器具及び備品	108,754	役員退職慰労引当金	172,670
土地	1,879,193	訴訟損失引当金	62,962
<b>無形固定資産</b>	<b>316,901</b>	資産除去債務	31,142
のれん	134,633	その他	32,251
ソフトウェア	182,267	<b>特別法上の準備金</b>	<b>216,520</b>
投資その他の資産	4,107,923	商品取引責任準備金	197,689
投資有価証券	1,441,712	(商品先物取引法第221条)	
関係会社株式	925,024	金融商品取引責任準備金	18,830
長期差入保証金	1,134,967	(金融商品取引法第46条の5)	
長期貸付金	4,238		
従業員に対する長期貸付金	4,082	<b>負債合計</b>	<b>67,833,560</b>
長期委託者未収金	179,609	<b>純資産の部</b>	
長期前払費用	1,737	<b>株 主 資 本</b>	<b>9,883,430</b>
保険積立金	557,073	資本金	1,722,000
その他	44,329	資本剰余金	1,106,419
貸倒引当金	△184,852	資本準備金	1,104,480
<b>資産合計</b>	<b>77,964,396</b>	その他資本剰余金	1,939
		<b>利益剰余金</b>	<b>8,861,352</b>
		利益準備金	430,500
		その他利益剰余金	8,430,852
		別途積立金	5,700,000
		繰越利益剰余金	2,730,852
		<b>自己株式</b>	<b>△1,806,341</b>
		評価・換算差額等	247,405
		その他有価証券評価差額金	247,405
		<b>純資産合計</b>	<b>10,130,835</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>77,964,396</b>

## 損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
受 入 手 数 料	6,252,506	
ト レー ディング 損 益	405,007	
そ の 他 の 営 業 収 益	21,357	6,678,870
金 融 費 用		20,833
<b>純 営 業 収 益</b>		<b>6,658,037</b>
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,237,781	5,237,781
<b>営 業 利 益</b>		<b>1,420,255</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,668	
受 取 配 当 金	41,254	
為 替 差 益	7	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	28,455	
出 向 者 負 担 金 受 入 額	20,647	
そ の 他	26,711	121,745
営 業 外 費 用		
投 資 事 業 組 合 運 用 損	1,108	
権 利 金 償 却	74	1,182
<b>経 常 利 益</b>		<b>1,540,819</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,258	
訴 訟 損 失 引 当 金 戻 入 額	9,147	
保 険 解 約 返 戻 金	31,928	43,334
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	40,402	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	1,878	42,280
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>1,541,873</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	506,575	
法 人 税 等 調 整 額	△14,593	491,981
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>1,049,891</b>

## 株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

区 分	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		資 本 剰 余 金 計 合
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,722,000	1,104,480	1,939	1,106,419
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 処 分				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	1,722,000	1,104,480	1,939	1,106,419

区 分	株 主 資 本			
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計 合
		そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 金	
		別 途 積 立 金	剰 余 金	
当 期 首 残 高	430,500	5,700,000	1,890,998	8,021,498
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△210,037	△210,037
当 期 純 利 益			1,049,891	1,049,891
自 己 株 式 の 処 分				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	839,854	839,854
当 期 末 残 高	430,500	5,700,000	2,730,852	8,861,352

(単位：千円)

区 分	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価 証券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△1,813,795	9,036,122	172,164	172,164	9,208,286
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△210,037			△210,037
当 期 純 利 益		1,049,891			1,049,891
自 己 株 式 の 処 分	7,453	7,453			7,453
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			75,241	75,241	75,241
当 期 変 動 額 合 計	7,453	847,308	75,241	75,241	922,549
当 期 末 残 高	△1,806,341	9,883,430	247,405	247,405	10,130,835

## 個 別 注 記 表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（日本証券業協会自主規制規則昭和49年11月14日付）に準拠して作成しております。また、商品デリバティブ取引業の固有事項については、「商品先物取引業統一経理基準」（日本商品先物取引協会平成23年3月2日改正）及び「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」（日本商品先物取引協会令和2年5月28日改正）に準拠して作成しております。

### （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

###### ② その他有価証券

###### a. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

###### b. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条2項により有価証券とみなされるもの）は組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### (2) 保管有価証券の評価基準及び評価方法

㈱日本証券クリアリング機構の先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則に基づく充用価格によっております。

##### (3) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

##### (4) 商品の評価基準及び評価方法

###### ① 通常の販売目的で保有する商品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

###### ② トレーディング目的で保有する商品

時価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物 5年～47年

器具及び備品 4年～20年



(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん

5年

ソフトウェア（自社利用分）

5年（社内における利用可能期間）

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法

3. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金は、期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金は、従業員への賞与の支給に充てるため、過去の支給実績額を勘案し、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金は、役員への賞与の支給に充てるため、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(5) 株式給付引当金は、株式給付規程に基づく従業員への当社株式又は金銭の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(6) 役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく役員への当社株式又は金銭の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(8) 訴訟損失引当金は、商品取引事故及び金融商品取引事故等による損失に備えるため、損害賠償請求等に伴う損失の見込額のうち、商品取引責任準備金及び金融商品取引責任準備金の期末残高を勘案して、当事業年度において必要と認められる金額を計上しております。

(9) 商品取引責任準備金は、商品取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づいて計上しております。

(10) 金融商品取引責任準備金は、金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づいて計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

##### (1) 商品デリバティブ取引

主に金融商品取引法及び商品先物取引法に基づく商品デリバティブ取引の受託業務を行っております。当該取引の受託については委託者の取引が約定した時点で収益を認識しております。

##### (2) 金融商品取引

主に金融商品取引法に基づく取引所株価指数証拠金取引、取引所為替証拠金取引及び株価指数先物取引の受託業務を行っております。当該取引の受託については委託者の取引が約定した時点で収益を認識しております。

##### (3) 証券媒介取引

主に媒介先との金融商品取引業務に関する業務委託基本契約に基づく有価証券の売買の媒介業務を行っております。当該取引の媒介については委託者の取引が約定した時点で収益を認識しております。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

##### (2) 重要なヘッジ会計の方法

###### ① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を適用しております。

###### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

###### ③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを行っております。

###### ④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジ有効性評価は省略しております。

##### (3) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

#### (会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に関する注記)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

#### (表示方法の変更に関する注記)

##### (貸借対照表)

前事業年度において「預り証拠金」に含めておりました「預り証拠金代用有価証券」(前事業年度22,333,128千円)については、表示の明瞭性を高める観点から当事業年度においては区分掲記しております。

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「取引所預託金」(前事業年度482,423千円)は、明瞭性の観点から当事業年度においては「流動資産」の「差入保証金」の一部とすることとしております。

#### (会計上の見積りに関する注記)

1. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。
2. 当事業年度に係る計算書類の1.の項目に計上した額  
繰延税金負債 26,624千円  
訴訟損失引当金 62,962千円
3. 2.のほか、1.に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報については連結注記表の(会計上の見積りに関する注記)に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

#### (追加情報)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表の(追加情報)に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金	50,000千円
建物	454,559千円
土地	1,866,753千円
投資有価証券	811,999千円
計	3,183,311千円

なお、このほかに商品デリバティブ取引証拠金の代用として(株)日本証券クリアリング機構等に保管有価証券20,663,933千円を預託しております。

担保に係る債務

短期借入金	1,400,000千円
-------	-------------

なお、上記の担保に供している資産以外に、当事業年度は連結子会社1社から、担保提供を受け、担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

建物	270,213千円
土地	219,185千円
計	489,399千円

商品先物取引法第179条第7項の規定に基づく銀行等の保証による契約預託額

600,000千円

商品先物取引法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額

500,000千円

金融商品取引業等に関する内閣府令附則(平成26年2月26日内閣府令第11号)第2条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額

1,000,000千円

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産

1,553,484千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権

296,945千円

関係会社に対する長期金銭債権

350,000千円

関係会社に対する短期金銭債務

718,624千円

関係会社に対する長期金銭債務

245千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

営業取引(収入分)

41,347千円

営業取引(支出分)

54,123千円

営業取引以外の取引(収入分)

32,591千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における自己株式の数  
普通株式 3,408,106株
2. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項  
連結注記表の(連結株主資本等変動計算書に関する注記)に記載しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	55,675千円
退職給付引当金	254,395千円
賞与引当金	50,763千円
役員退職慰勞引当金	52,871千円
訴訟損失引当金	19,278千円
商品取引責任準備金	60,532千円
未払事業税等	25,709千円
ゴルフ会員権評価損	12,450千円
減損損失	2,350千円
関係会社株式評価損	43,327千円
その他	65,610千円
繰延税金資産小計	642,965千円
評価性引当額	△554,179千円
繰延税金資産合計	88,785千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△109,189千円
資産除去債務に対応する除去費用	△6,220千円
繰延税金負債合計	△115,409千円
繰延税金資産(負債)純額	△26,624千円

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は個別注記表の(重要な会計方針に係る事項に関する注記)4.収益及び費用の計上基準と同一であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

・ 会社等

(単位：千円)

会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
ユタカ・アセット・トレーディング株式会社	所有 直接 100.0%	当社子会社 ユタカ・アセット・トレーディング株式 取締役の兼務	出向者負担金の収入 (注)1	20,647	—	—
ユタカエステート株式会社	所有 直接 100.0%	当社子会社 不動産管理業 取締役の兼務	担保の受入 (注)2	—	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 出向者人件費は、出向社員の給与支給額を勘案し、決定しております。  
2. 当社の借入債務の担保に供するために受け入れており、その内容については個別注記表の(貸借対照表に関する注記)の1.担保に供している資産及び担保に係る債務に記載のとおりです。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,845円54銭
1株当たり当期純利益	191円42銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は345,000株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は349,558株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、関連当事者との取引については、表示単位未満切り捨てて表示し、1株当たり情報については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

豊トラスティ証券株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 水戸 信之  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 大橋 睦  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、豊トラスティ証券株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、豊トラスティ証券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

豊トラスティ証券株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所  
指定社員 公認会計士 水戸 信之  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 大橋 睦  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、豊トラスティ証券株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

2022年 5月16日

豊 ト ラ ス テ ィ 証 券 株 式 会 社  
代表取締役社長 安成 政文 殿

豊トラスティ証券株式会社 監査役会  
常勤監査役 齋 藤 正 和 ㊞  
社外監査役 福 島 啓 史 郎 ㊞  
社外監査役 原 山 保 人 ㊞

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への長期的利益還元を重要な課題であると考え、将来の事業環境の変化に適切に対応するため財務体質の強化を図りつつ、業績に応じた配当にて株主の皆様への利益還元を実施すべく税引後当期純利益から法人税等調整額の影響を除いた当期純利益に対する配当性向30%を基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、上記の方針及び当期の業績の状況、今後の経営環境等を総合的に勘案いたしました結果、下記のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭配当といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき53円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、312,138,581円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

(1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的の追加を行い、表現を修正するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主参考資料等の内容である情報について電子提供措置をとる旨、及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるため、定款変更案第13条（電子提供措置等）を新設するものであります。

また、定款変更案第13条（電子提供措置等）の効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

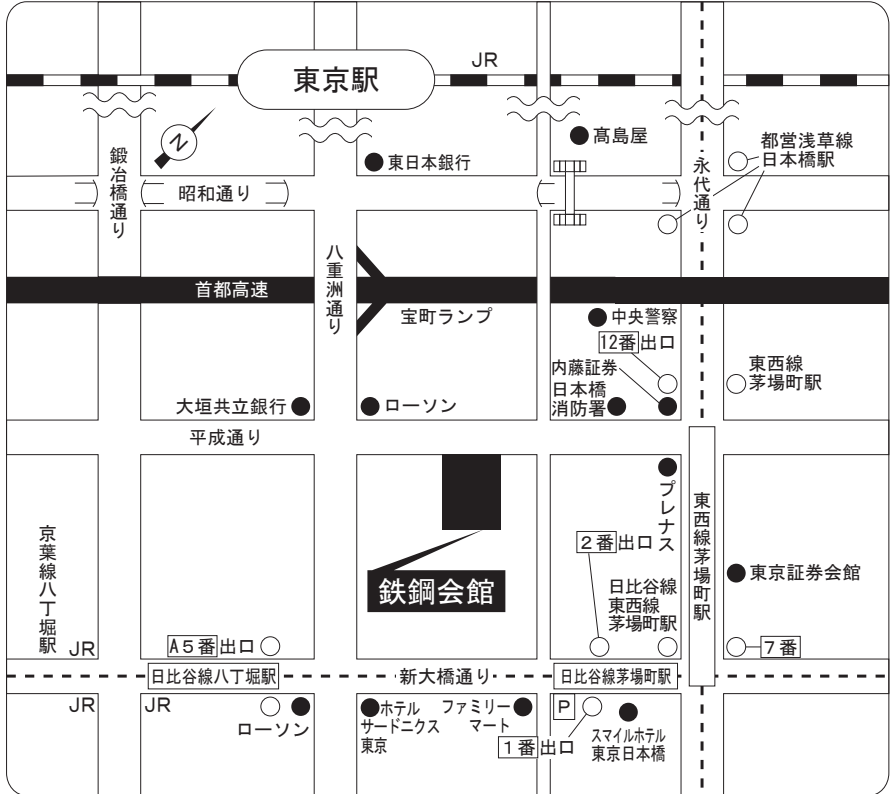
現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>商品先物取引法に基づく商品先物取引市場（外国先物取引市場を含む。）における上場商品及び上場商品指数の先物取引（先物オプション取引を含む。）（以下「商品市場における取引」という。）</u></p> <p>2. <u>商品市場における取引の委託の媒介、取次及び代理</u></p> <p>3. <u>次の物品に関する売買、仲立、代理及び輸出入</u> イ. <u>農産物、食料品、砂糖、繭糸、綿糸、綿花、毛糸、原毛、繊維製品及び花卉</u> ロ. <u>金、銀、プラチナ、パラジウム及びその他の貴金属</u> ハ. <u>銅・アルミ等非鉄金属</u></p> <p>ニ. <u>生ゴム、ゴム、木材及び合板</u> ホ. <u>原油、ナフサ及び石油製品</u></p> <p>4. <u>金融商品取引法に基づく金融先物取引市場（外国金融先物取引市場を含む。）における上場商品の金融先物取引等並びに当該取引等の委託の媒介、取次及び代理及び同法に基づく商品先物取引市場における商品関連デリバティブ取引並びに当該取引等の委託の媒介、取次及び代理</u></p> <p>5. <u>有価証券、金利及び為替に係る売買（先物売買を含む。）並びに売買の媒介、取次及び代理</u></p> <p>6. (条文省略)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>商品先物取引法に規定する商品先物取引業</u></p> <p>2. <u>金融商品取引法に規定する金融商品取引業</u></p> <p>3. <u>次の物品に関する売買、仲立、代理及び輸出入</u> イ. <u>農産物</u></p> <p>ロ. <u>金、銀、プラチナ、パラジウム、その他の貴金属</u> ハ. <u>イ及びロの他、商品先物取引法に定義する商品</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>4. (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>7. 金融商品取引法に定める証券仲介業</u>  <u>8. ～13.</u> (条文省略)  (新設)  <u>14.</u> (条文省略)  (新設)</p> <p>第 <u>13</u> 条～第 <u>50</u> 条 (条文省略)  (新設)</p>	<p>(削除)  <u>5. ～10.</u> (現行通り)  <u>11. 古物営業法に規定する古物営業</u>  <u>12.</u> (現行通り)</p> <p>(電子提供措置等)  <u>第 13 条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。  ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。  <u>第 14 条～第 51 条</u> (現行通り)</p> <p>附則  <u>1. 第 13 条</u> (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力が生じるものとする。  <u>2. 前項の規定にかかわらず</u>、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、なお従前の例による。  <u>3. 本附則は2023年3月1日にこれを削除する。</u></p>

以 上

# 第66回定時株主総会会場のご案内図

会 場 東京都中央区日本橋茅場町三丁目 2番10号  
鉄鋼会館 7階701号



## 最寄駅

◎地下鉄／東京メトロ東西線	茅場町駅	12番 出口	徒歩	約 5分
東京メトロ日比谷線	茅場町駅	1番 出口	徒歩	約 5分
東京メトロ日比谷線	茅場町駅	2番 出口	徒歩	約 5分
東京メトロ日比谷線	八丁堀駅	A5番 出口	徒歩	約 5分
J R	東京 駅	八重洲口	徒歩	約15分

(お知らせ) 誠に申し訳ございませんが、会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。